

第5節 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

1 有害化学物質対策の推進

1-1 重金属等の有害化学物質への対応

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすある物質といわれてあり、平成8(1996)年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9(1997)年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13(2001)年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

(平成22(2010)年度の大気環境調査の結果は、資料編2-16参照)

1-2 新たな有害化学物質への対応

ダイオキシン類

ア 大気の状況調査

平成12(2000)年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法(平成11(1999)年7月公布)に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

・調査地点

般環境調査地点は、常時監視地点7地点で調査を実施しました。

・調査方法

年4回、連続7日間の試料採取を行い、分析しました。

・調査結果の概要

平成22(2010)年度は、全て環境基準を達成していました。(資料編2-17参照)

イ 水質の状況調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすことがあることから、平成11(1999)年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準の他、汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成22(2010)年度は、県内56(河川35、海域21)の環境基準点等で水質調査を実施したところ、全ての地点で環境基準を達

成していました。

底質については、56(河川35、海域21)の環境基準点で調査しましたが、全て環境基準を達成していました。

また、5地点(木曽岬町、いなべ市、菰野町、朝日町、名張市)で行った地下水調査及び5地点(木曽岬町、菰野町、明和町、大台町、玉城町)で行った土壤調査では、全ての地点で環境基準を達成していました。(資料編5-2参照)

2 化学物質の適正管理の推進

2-1 化学物質の包括的な管理対策の推進

PRTR制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が、平成11(1999)年7月に公布されました。

平成22(2010)年度は、本県内の法に基づく届出数は841件あり、大気への排出量で、トルエン、キシレン等の溶剤類が多く排出されました。

3 地下水・土壤汚染対策の推進

3-1 土壤汚染物質モニタリング体制の確立

(1) ダイオキシン類環境調査の実施

平成18(2006)年度に朝日町内の農用地において判明した土壤環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を超えたことについては、平成19(2007)年度に周辺農地を調査し、汚染範囲を確定するとともに、県の監視監督のもと、汚染原因と推測された事業者による対策工事が実施されていましたが、平成20(2008)年4月に終了しました。

また、県が対策工事後に効果確認調査を平成22(2010)年度に行ったところ、環境基準以下でした。

(2) 土壤汚染対策法による規制

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講すべき措置の明確化、汚染土壤の適正処理の確保等を目的として平成22(2010)年4月に改正されました。

この法律では、土壤汚染の状況の調査の機会として、①有害物質使用特定施設の使用廃止時(法第3条)②3,000m²以上の形質変更の届出を受けたときに当該土地に汚染のおそれがあると知事が認めるとき(法第4条)③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき(法第5条)を定めています。

①～③の調査で土壤汚染が基準に適合しない場合は、その土地を要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。また、指定されると形質変更の方法や土壤の搬出を法で定める基準で行う必要があります。

県内(保健所政令市である四日市市を除く)における指定の状況は、形質変更時要届出区域が2件です。(平成23(2011)年3月31日現在)

(3) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

土壤汚染の早期発見及び拡散防止並びに土壤汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生活環境の保全に関する条例を一部改正し、平成16(2004)年10月から施行しています。その内容は、大規模土地形質変更時の土地履歴調査及びそれに基づく土壤・地下水調査や、有害物質使用特定施設を設置する工場等に対する土壤・地下水調査を義務づけています。

また、土壤・地下水汚染を発見した場合は、知事へ届け出ることとしています。

平成22(2010)年度の汚染発見の届出は19件ありましたが、県は立入検査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導しました。

(4) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止をはかるため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

(5) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危険防止対策

・農薬の適正保管

などの調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用による周辺環境の安全確保という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除指針」を策定し適用しています。

なお、平成22(2010)年度は、11月に県内ゴルフ場40箇所を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。